

未納税移出酒類移入明細書提出期限延長届出書の記載要領

- 1 この届出書は、未納税移出酒類移入明細書を期限内の納税申告書に添付することができないため、提出期限の延長（納税申告書の提出期限から3か月以内に提出することを予定している場合に限る。）を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は移出した酒類の移出先の異なるごとに提出してください。
- 3 「提出予定年月日」欄には、未納税移出酒類移入明細書を提出できる予定年月日を記載してください。
- 4 「酒類の移出年月日」及び「移出酒類」欄には、未納税移出酒類移入明細書を添付できなかった酒類の移出年月日及び品目等を記載してください。
- 5 「移出酒類」の「品目別等」欄には、酒税法第3条第7号から第23号《その他の用語の定義》に規定する品目区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎との混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。
- 6 「移出酒類」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
 - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
 - (3) 令和8年9月30日までの発泡酒については、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第36条第5項第1号、第2号及びそれ以外の別
 - (4) 雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 7 アルコール分は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。